

■安全管理者能力向上教育

労働安全衛生法第 19 条の 2 では、事業者事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、「安全管理者」、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならないと定めています。

また、厚生労働大臣は、この教育の適切かつ有効な実施を図るため「能力向上教育に関する指針」（平成 18 年 3 月 31 日能力向上教育指針公示第 5 号）を公表しています。